

日本応用心理学会若手会員研究奨励賞 規程

(目的)

第1条 日本応用心理学会は、応用心理学に関する若手会員の優れた研究活動を支援するために、本学会に若手会員研究奨励賞を設ける。

(選考委員会)

第2条 研究奨励賞の選考のため、本学会内に選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学会活性・研究支援担当常任理事1名。
 - (2) 常任理事2名。
 - (3) 学会活性・研究支援担当常任理事が指名する者1～2名。
- 3 選考委員の委嘱は、常任理事会の議を経て学会活性・研究支援担当常任理事が行う。
- 4 選考委員会に委員長を置き、学会活性・研究支援担当常任理事をもってあてる。
- 5 第2項第2号および第3号の委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(応募資格)

第3条 研究奨励賞応募の資格は以下の(1)もしくは(2)を満たし、(3)に該当する者とする。

- (1) 本学会の院生会員で当該年度の会費を納めている者。ただし、推薦人1名(一般会員)が必要。
- (2) 本学会の一般会員で当該年度の会費を納めており、募集年度の4月1日時点で最終学歴修了後5年以内の者。
- (3) 学会発表(責任発表者に限る)または発表された学術論文(単著または共著者)の研究業績を持つ者。

(募集・選考方法)

第4条 当該年度における研究奨励賞の採択件数と研究奨励金については常任理事会の議を経て決定する。

- 2 候補の募集は常任理事会での審議後速やかに広報し、原則として当該年度の11月30日(消印有効)を募集期限とする。
- 3 応募者は所定の書式による研究計画書と研究業績1点を提出するものとする。
- 4 選考委員会は、優れた研究計画書を提出した応募者を受賞候補者として選考し、常任委員会に推薦する。
- 5 選考委員会により推薦された候補者は、常任理事会の承認を得た後、受賞者として決定される。
- 6 受賞者は学会広報を通じて公表する。

(賞状および副賞)

第5条 受賞者には、賞状および研究奨励金を授与する。

(受賞者の義務)

- 第6条 受賞者は、受賞の翌年度もしくは翌々年度の、日本応用心理学会年次大会において、研究成果を発表するものとする。
- 2 研究成果の公表は、本賞受賞研究であることを明記したうえで行うものとする。
 - 3 受賞者は、研究成果を発表する年度まで新たに応募することはできない。

(規程の改廃)

第7条 本規程の改廃は、常任理事会の議を経なければならない。

- 付則
- 1 本規程は2017年4月1日から施行する。
 - 2 本規程は2021年9月4日に改訂し、2021年4月1日より適用する。